

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成24年1月13日

**【四半期会計期間】** 第87期第3四半期(自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)

**【会社名】** イオン株式会社

**【英訳名】** AEON CO.,LTD.

**【代表者の役職氏名】** 取締役兼代表執行役社長 岡田元也

**【本店の所在の場所】** 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

**【電話番号】** 043(212)6042(直)

**【事務連絡者氏名】** コーポレート・コミュニケーション部長 井戸坂智祐

**【最寄りの連絡場所】** 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

**【電話番号】** 043(212)6042(直)

**【事務連絡者氏名】** コーポレート・コミュニケーション部長 井戸坂智祐

**【縦覧に供する場所】** イオン株式会社 東京事務所  
(東京都千代田区神田錦町一丁目1番地)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次	第86期 第3四半期連結 累計期間	第87期 第3四半期連結 累計期間	第86期 第3四半期連結 会計期間	第87期 第3四半期連結 会計期間	第86期
会計期間	自 平成22年 3月1日 至 平成22年 11月30日	自 平成23年 3月1日 至 平成23年 11月30日	自 平成22年 9月1日 至 平成22年 11月30日	自 平成23年 9月1日 至 平成23年 11月30日	自 平成22年 3月1日 至 平成23年 2月28日
売上高 (百万円)	3,335,061	3,342,116	1,087,474	1,101,976	4,561,748
経常利益 (百万円)	101,128	114,560	33,556	31,596	182,080
四半期(当期)純利益 (百万円)	49,121	36,536	15,493	9,119	59,688
純資産額 (百万円)			1,198,772	1,228,516	1,219,236
総資産額 (百万円)			3,831,829	4,162,935	3,774,628
1株当たり純資産額 (円)			1,143.67	1,168.76	1,159.73
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	64.20	47.75	20.25	11.92	78.01
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	56.22	41.76	17.68	10.34	68.31
自己資本比率 (%)			22.8	21.5	23.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	135,811	162,181			261,132
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	67,037	243,355			105,517
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	80,492	15,415			121,847
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)			262,826	237,621	306,820
従業員数 (人)			74,499	79,910	74,465

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動は「3 関係会社の状況」に記載の通りです。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間における、重要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

### (1) 新規

新たに当社の関係会社になった会社のうち、重要な関係会社の内容は以下のとおりであります。

名称	住所	資本金 (百万円)	事業内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等(人)		資金 援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借関係
					当社 役員	当社 社員			
(連結子会社) ㈱マルナカ	香川県 高松市	100	スーパー マーケット	94.96	1		該当事項 なし	該当事項 なし	該当事項 なし
(連結子会社) ㈱山陽マルナカ	岡山市 南区	25	同上	100.00	1		同上	同上	同上

- (注) 1 議決権の所有割合は、当第3四半期連結会計期間末時点における発行済株式総数から自己株式保有数を控除した株式総数に対する所有割合を記載しております。  
2 株式の取得に伴い、当第3四半期連結会計期間において連結子会社になっております。

### (2) 除外

当社の関係会社でなくなった会社のうち、重要な関係会社はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成23年11月30日現在

従業員数(人)	79,910[185,287]
---------	-----------------

- (注) 1 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、[ ]は外書で、当第3四半期連結会計期間の臨時従業員数であります。  
2 臨時従業員数は、パートタイマーの期中平均人員（但し、1日勤務時間8時間換算による）であります。  
3 従業員数及び臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間と比較してそれぞれ3,849名及び14,975名増加しておりますが、主な理由は当第3四半期連結会計期間よりSM事業において㈱マルナカ及び㈱山陽マルナカ他を新規連結したことによるものであります。

### (2) 提出会社の状況

平成23年11月30日現在

従業員数(人)	442[66]
---------	---------

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、関係会社等からの受入出向者525人を含み、関係会社等への出向者107人を除いております。  
2 従業員数の[ ]は外書で、当第3四半期会計期間の臨時従業員数であります。臨時従業員数は、パートタイマーの期中平均人員（但し、1日勤務時間8時間換算による）であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【販売の状況】

当第3四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
GMS事業	617,758	97.2
SM事業	286,318	103.2
戦略的小型店事業	55,124	113.9
総合金融事業	42,666	97.6
ディベロッパー事業	43,148	116.0
サービス事業	79,143	107.6
専門店事業	76,181	100.6
アセアン事業	21,535	100.9
中国事業	24,325	101.7
その他事業	63,225	106.4
調整額	71,124	
合計	1,238,301	100.9

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 戦略的小型店事業の営業収益には、コンビニエンスストアの加盟店売上高(当第3四半期連結会計期間100,133百万円)は含んでおりません。

3 第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。各セグメントの対前年同四半期比は、前年同四半期の実績を変更後の区分に組み替えた上で算出し、参考として記載しています。

### 2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

平成23年9月29日付で、当社が(株)マルナカと(株)山陽マルナカの株式を取得して子会社化すると共に、(株)マルナカホールディングスが当社株式を市場取引により取得することを内容とする「株式譲渡等に関する契約」を締結しました。なお、当社は同年11月25日付で株式取得を完了し、(株)マルナカと(株)山陽マルナカは当社の子会社となっております。詳細は、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(企業結合等関係)」に記載しております。

#### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

##### (1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間は、東日本大震災後の厳しい経済環境のなか、企業活動において設備投資の下げ止まりや雇用情勢に緩やかな持ち直しの動きが見られました。しかしながら、国内での長引く電力供給不安や、消費税率引き上げ・年金制度改革の議論等に加え、欧州の債務危機等を背景とした海外景気の下振れや円高・株安、タイの洪水の影響等によって、景気の先行きは依然不透明な状況となっています。

当社は、平成24年2月期を初年度とするグループ中期経営計画で掲げる中長期的な成長基盤づくりに向け、より一層の収益改善に取り組みました。当第3四半期連結会計期間の連結業績は、独自のサプライチェーンやグローバルソーシング力を最大限に活用し、お客さまのニーズの変化に合わせた商品及びサービスの提供をはじめ、震災以降の環境変化に迅速に対応したこと等により、営業収益1兆2,383億1百万円（対前年同四半期比100.9%）、営業利益253億93百万円（同81.4%）、経常利益315億96百万円（同94.2%）となりました。四半期純利益は、タイで発生した洪水による特別損失を計上した影響等もあり、91億19百万円（同58.9%）となりました。なお、当第3四半期連結累計期間の営業収益は、3兆7,482億96百万円（対前年同期比100.4%）、営業利益1,018億18百万円（同109.1%）、経常利益1,145億60百万円（同113.3%）、四半期純利益は365億36百万円（同74.4%）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。各セグメントの営業収益及び営業利益における対前年同四半期比は、前年同四半期の実績を変更後の区分に組み替えた上で算出し、ご参考として記載しています。

##### GMS事業

GMS（総合スーパー）事業においては、当第3四半期連結会計期間において1店舗を出店、1店舗を閉店しました（持分法適用関連会社の開閉店なし）。

当期首より、北海道から沖縄まで全国のグループ企業が運営するGMS店舗の屋号を「イオン」に統一し、商品展開や販促企画等において、より一層グループのスケールメリット創出に努めました。また、イオンリテール(株)の8カンパニーとイオン北海道(株)、イオン九州(株)、イオン琉球(株)の3社を合わせて全国を11エリア体制に再編し、より地域に密着した経営の推進に努めました。

イオンリテール(株)は、震災以降、環境が大きく変わるなかで、お客さまのニーズの変化や節電需要等に対応した季節衣料、並びに住居余暇商品の品揃えを拡充するとともに、グループの総力を挙げた全国一斉セールやイオンカード、イオンの電子マネー「WAON」と連携した販促等に取り組みました。また、イオンマルシェ(株)、(株)マイカルとの統合効果の最大化に向け、仕入原価の低減やコスト削減等に努めました。当第3四半期連結会計期間におけるイオンリテール(株)の既存店売上高は、学習機やランドセルをはじめ社会行事関連商品の品揃えを拡充する等により、対前年同四半期比99.5%となりました（同社の既存店売上高及び既存店販管費の対前年同四半期比については、旧イオンリテール(株)のGMS店舗の実績を比較した参考値となります）。直営荒利益率については、季節商材を早期に売り進めたこと等により、前年同期から弱めとなりました。販管費については、恒常的な電力供給不足が懸念されることに対応した省エネ機器導入店舗の拡大やLED照明への順次変更等による使用電力量の抑制、さらに人員配置の効率化による人件費の削減

等、引き続き経費のコントロールに注力し、既存店販管費は対前年同四半期比98.0%となりました。

イオン北海道(株)は、お客さまのニーズに対応した売場の積極的な新設・拡大を行うとともに、重点商品の品揃えや陳列方法のきめ細かい見直しによる販売強化に努めました。また、「トップバリュ」商品の展開強化や在庫削減によるオペレーションの改善に努め、収益性が改善しました。

以上の結果、GMS事業の営業収益は6,177億58百万円（対前年同四半期比97.2%）、営業利益11億6百万円（同49.9%）となりました。

### SM事業

SM（スーパーマーケット）事業は、当第3四半期連結会計期間において25店舗を出店、6店舗を閉店しました（持分法適用関連会社を除くと15店舗の出店、5店舗の閉店）。

SM事業は、引き続き各エリアにおける積極的な出店とともに、DS（ディスカウントストア）業態店舗「ザ・ビッグ」への転換を含め、商圈特性に合わせた既存店の改装を進める等、今後の成長に向けた事業基盤の構築に努めました。また、お客さまの生活に密着した購買頻度の高い重点商品の拡販に努める等、買い上げ点数を大きく伸ばすことで売上高が伸長しました。また、商圈の価格競争に対応した価格戦略を強化したことに加え、新店の出店経費や改装費用をはじめ今後の成長に向けた投資を実施する一方、展開品目数の絞り込みによる店舗作業の効率化や節電に取り組む等、引き続き経費コントロールの徹底に努めました。

以上の結果、SM事業の営業収益は2,863億18百万円（対前年同四半期比103.2%）、営業利益10億50百万円（同33.0%）となりました。

### 戦略的小型店事業

ミニストップ(株)は、当第3四半期連結会計期間において、国内及び海外の総店舗数が4,019店舗となりました。国内においては、テレビCM等による販促が奏功したことにより、コンビニエンスストア部門のデザートの上高が前年を大きく上回りました。また、「手づくりおにぎり」と「惣菜」の取り扱い店舗数の拡大や全国におけるチルド弁当の販売開始、「トップバリュ」を中心としたデイリー商品や冷凍食品の品揃え拡充等により、当第3四半期連結会計期間の既存店1店1日当たり売上高の対前年同四半期比は106.1%となりました。ドラッグストアとコンビニエンスストアを融合した新業態店舗「れこっず」は、当第3四半期連結会計期間において4店舗を出店し、総店舗数は15店舗となりました。アジアにおいては、韓国ミニストップ(株)が84店舗を出店、また、青島ミニストップ有限公司が3店舗を出店し、フィリピンのロビンソンズ・コンビニエンス・ストアーズ・インクの店舗を含むミニストップ(株)の海外総店舗数は1,954店舗と順調に店舗数を伸ばしました。

都市型の小型スーパー「まいばすけっと」は、首都圏を中心とした重点展開エリアへの集中出店と新規展開エリアの拡大を進め、当第3四半期連結会計期間末の総店舗数は234店舗となりました。震災直後においても、グループの商品調達力を活かし、お買い得価格で商品を安定的に提供したことにより、店舗近隣のお客さまによる認知度が一層高まったことに加え、「トップバリュ」商品の取り扱いを拡大したこと等が寄与し、既存店売上高は前年同期実績を大きく上回りました。

以上の結果、戦略的小型店事業の営業収益は551億24百万円（対前年同四半期比113.9%）、営業利益14億62百万円（同89.4%）となりました。

### 総合金融事業

イオンクレジットサービス(株)は、国内クレジット事業において、インターネットやインスタブランチにおける会員募集を強化し、有効会員数が期首より76万人純増の2,076万人に拡大したほか、同社設立30周年を記念して、イオンカードや「WAON」を活用した販促企画等を実施し、カードショッピング取扱高は対

前年同四半期比108.3%と伸長しました。電子マネー事業では、グループ外での利用可能箇所数拡大や地域マネーとしての展開強化、及びクレジットカードと「WAON」の一体型カード発行等が進み、当第3四半期連結会計期間末における「WAON」の利用可能箇所数は約13万箇所、累計発行枚数は約2,280万枚となるとともに、当第3四半期連結会計期間における決済総額は2,441億円（対前年同四半期比112.3%）となりました。銀行代理業においては、銀行、クレジット、保険、投資信託等の金融商品・サービスをワンストップで提供するインスタプランチを新たに2店舗開設するとともに、口座開設業務や、定期預金・住宅ローンの取り次ぎ業務を強化しました。アジアにおいては、現地小売業との新たな提携カード発行や新規カード会員の獲得に注力するとともに、提携先との共同販促企画等によりカードショッピング取扱高を順調に拡大しました。また、香港に開設した「アジア事業本部」において、グローバル人材の育成や現地法人各社への人員派遣に加え、新たなエリアにおける事業展開に向け、事業基盤の構築に努めました。また、タイで発生した洪水にともなう影響を考慮し、貸倒引当金を積み増す等、経営体質の強化に取り組みました。

以上の結果、総合金融事業の営業収益は426億66百万円（対前年同四半期比97.6%）、営業利益39億19百万円（同78.4%）となりました。

なお、持分法適用関連会社の㈱イオン銀行は、口座数や預金残高の順調な増加に加え、住宅ローンを中心とした貸出金残高の積み上げによる利息収入の増加、投資信託・保険商品の取扱手数料をはじめとした収益の増加等が利益改善に寄与しました。

#### ディベロッパー事業

ディベロッパー事業では、競争力強化に向け、グループ内で重複・分散している機能の集約をはかり、経営の効率化を進めました。スケールメリットの追求とブランドの認知度向上を目的に、平成23年11月21日、国内のモール型ショッピングセンター（SC）の名称を「イオンモール」に統一しました。また、同日にイオンリテール㈱からイオンタウン㈱に移管したネイバーフッドショッピングセンター（NSC）とイオンビッグ㈱が運営するNSCの名称を「イオンタウン」に統一しました。

イオンモール㈱は、当第3四半期連結会計期間において、新たに1箇所のSCを開設するとともに、2箇所のプロパティ・マネジメント物件を受託しました。国内既存SCについては、4箇所のリニューアルを実施し、新規テナントの導入や既存テナントの業態変更・配置移動等により集客力の向上に努めました。当第3四半期連結会計期間における既存SCの専門店売上高は、グループの総力を挙げた全国一斉セール等が奏功し、前年同四半期を上回りました。中国においては、イオン北京国際商城SCのリニューアルを進めるとともに、天津市において2号店の開設（平成24年春予定）準備を進めました。さらに、6月に協力協定を締結した天津市商務委員会に続き、11月、武漢市人民政府とSC開設に関する協力協定を締結しました。アセアンにおいても、SC物件が具体化しているカンボジアやベトナムに加え、インドネシアやインドにおいて物件開発に取り組みました。

以上の結果、ディベロッパー事業の営業収益は431億48百万円（対前年同四半期比116.0%）、営業利益94億19百万円（同103.7%）となりました。

#### サービス事業

サービス事業では、震災以降大きく変化した環境のなか、お客さまの新たなニーズへの対応並びに需要の掘り起こしに努めました。また、引き続き節電や人員配置の見直し等によるコスト構造改革に取り組む等、収益性の向上に努めました。

イオンディライト㈱は、顧客企業における管理・運営にかかわるノンコア業務を一括受託する総合ファシリティマネジメントサービス事業の取り組みをより一層推し進めるべく、新規契約の受託に向け、積極的

な営業活動に努めました。第1四半期に連結子会社化した(株)カジタクによる家事支援サービス、及びエイ・ジー・サービス(株)による小型商業施設に対する業務受託を順調に拡大したほか、既存の顧客企業の節電需要に対応し、LED照明への付け替え提案を強化する等、省エネ関連工事の受注を大きく伸ばしました。

(株)イオンファンタジーは、国内において、店舗ごとに異なるお客さまの年齢層やニーズに対応し、遊戯機械の品揃えの見直しをはかったほか、時間制の遊戯施設におけるイベントプログラムの充実に取り組みました。また、トレンドに対応して品揃えを強化したカードゲームの売上高が伸長しました。アジアにおいては、中国4号店を広東省に開設するとともに、マレーシアにおいて既存のフランチャイズ全店舗を現地子会社の直営とし、当第3四半期連結会計期間末における店舗数は、新店1店舗を加えた18店舗となりました。

以上の結果、サービス事業の営業収益は791億43百万円（対前年同四半期比107.6%）、営業利益47億75百万円（同128.7%）となりました。

#### 専門店事業

専門店事業では、季節や地域行事に対応した品揃えや売場づくりに努めるとともに、在庫コントロールの強化や、コスト構造改革に取り組み、収益性の向上に注力しました。

(株)ジーフットは、イオングループのGMS店舗直営の靴売場において販売業務受託を拡大したことに加え、トレンドに対応した品揃え及び売場の拡充に努め、好調に推移しました。(株)未来屋書店は、震災以降の環境変化のなかで需要の高まった商品の品揃え強化や売場づくりが奏功し、東北エリアを中心に売上高が伸長しました。また、ペットシティ(株)やローラアシュレイジャパン(株)は、お客さまのニーズに対応した品揃えの拡充、さらに仕入原価の低減や経費のコントロールを一層推し進めたことで、収益性が向上しました。

以上の結果、専門店事業の営業収益は761億81百万円（対前年同四半期比100.6%）、営業利益7億60百万円（同99.6%）となりました。

#### アセアン事業

アセアン事業（連結対象期間は7月から9月）は、同地域におけるグループの事業展開を加速するべく、アセアン本社設立へ向けた人員体制の構築や組織改革を実施するとともに、新たな展開エリアにおける拠点づくりや市場調査を推し進めました。

イオンマレーシア（AEON CO. (M) BHD.）は、当第3四半期連結会計期間において、衣料をはじめ自主開発商品の拡販に努めたことに加え、改装のため一部売場を休業していた旗艦店舗を当四半期においてリニューアルオープンし、新規テナントの導入による売上高の伸長等が収益向上に寄与しました（現地通貨ベースで増収）。

イオンタイランド（AEON(Thailand) CO., LTD.）は、当第3四半期連結会計期間において、都市の人口密集地における小商圈に対応した新業態の小型スーパーの出店を加速し、同業態の店舗数は15店舗となりました。新規出店や既存店の活性化及び販促イベント等が寄与し、好調に収益を伸ばしました。また、商品の発注精度向上や物流の効率化によるサプライチェーンの改善に取り組み、より一層収益性が向上しました。

ベトナムでは、ホーチミン市人民委員会より投資認可を取得し、平成26年の1号店開設を目指して事業を開始しました。また、カンボジアにおいても出店予定地を確保し、同じく平成26年の1号店開設を目指して事業基盤の構築に着手しました。

以上の結果、アセアン事業の営業収益は215億35百万円（対前年同四半期比100.9%）、営業利益は17億70百万円（同96.9%）となりました。

#### 中国事業

中国事業（連結対象期間は7月から9月）では、当第3四半期連結会計期間においてSM1店舗を出店

しました。

中国における一層の競争力向上とグループ企業の事業展開を加速し、成長戦略を牽引する中国本社の設立に向け、人材育成や組織づくり、ITシステムの導入等に取り組みました。また、当第3四半期連結会計期間において、物価上昇率が高水準で推移したことに対応し、カード会員対象セールや携帯電話を利用した独自の販促企画による消費喚起に努めたほか、テナントの配置移動や売場変更等による既存店の活性化に取り組みました。商品面においては、中秋節に向けたギフトの販売を強化する等、社会行事にきめ細かく対応した品揃え及び売場展開を強化するとともに、コストの効率化を一層推し進めるべく、仕入原価の低減や、人員配置の適正化に取り組みました。

以上の結果、中国事業の営業収益は243億25百万円（対前年同四半期比101.7%）、営業利益3億76百万円（同119.1%）となりました。

#### その他事業等

当社は、DS事業強化の一環として、平成23年8月21日付で100%子会社のイオンビッグ(株)にイオンリテール(株)のDS事業部門の21店舗を分割譲渡しました。同社は、食品のほか生活用品や衣料も扱う総合DSモデルを確立してまいります。

「トップバリュ」においては、原材料や資材調達先の集約とともに、さらなる物流の効率化を進めるべくサプライチェーンの見直しを進め、より一層の値入率の向上をはかりました。また、食品の放射性物質汚染に対するお客さまの関心の高まりに対応し、全頭検査を実施している「トップバリュ 国産黒毛和牛」に加え、米や農産物、水産物についても検査対象・頻度を増やし、放射性物質ゼロを目標に自主検査体制の強化に取り組みました。さらに、「トップバリュ ヒートファクト」では、肌着の機能・品質を進化させるとともに、手袋・マフラー等の服飾小物や寝具類まで機能性素材を応用・拡大展開したほか、密閉照明器具に対応可能な「トップバリュ共環宣言 LED電球4.9Wタイプ」を980円というお買い得価格で発売する等、お客さまの声を取り入れた商品開発を強化しました。このほか、パック入り惣菜シリーズの「トップバリュ レディーミール」にグループの惣菜・弁当専門店であるオリジン東秀(株)監修の惣菜を新たに加え、グループのGMS、SMのほか、「ミニストップ」や「まいばすけっと」等小型店舗へ展開を拡大しました。結果、当第3四半期連結会計期間の「トップバリュ」売上高は、1,421億円、対前年同四半期比126.1%となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前期末から3,883億7百万円増加し、4兆1,629億35百万円（前期末比110.3%）となりました。前期末からの増加の主な要因は、新規連結となった(株)マルナカ、(株)山陽マルナカ及びその子会社の資産1,874億16百万円が増加したほか、SCの新規出店及び資産除去債務に関する会計基準の適用等により有形固定資産が2,079億96百万円増加したことによるものです。

負債は、前期末から3,790億27百万円増加し、2兆9,344億19百万円（同114.8%）となりました。前期末からの増加の主な要因は、(株)マルナカ、(株)山陽マルナカ及びその子会社の新規連結で受け入れた負債1,597億70百万円のほか、支払手形及び買掛金が487億75百万円、預り金を含むその他流動負債が450億53百万円、資産除去債務が407億29百万円、設備関係支払手形が338億41百万円、社債が295億42百万円それぞれ増加したことによるものです。

純資産は前期末から92億80百万円増加し、1兆2,285億16百万円（同100.8%）となりました。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第2四半期連結

会計期間末に比べ687億30百万円減少し、2,376億21百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による結果、増加した資金は408億90百万円(前年同四半期比35.3%)となりました。前第3四半期連結会計期間に比べ750億50百万円減少した主な要因は、売上債権の増減額が579億62百万円減少した一方で、営業貸付金の増減額が222億81百万円増加し、仕入債務の増減額が682億39百万円、減価償却費等の非資金性費用を除いた税金等調整前四半期純利益が155億円それぞれ減少したこと等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による結果、減少した資金は1,428億1百万円(前年同四半期比696.0%)となりました。前第3四半期連結会計期間に比べ1,222億84百万円支出増加した主な要因は、有形固定資産の取得による支出が783億97百万円、連結範囲の変更を伴う子会社株式(株マルナカ株式、株山陽マルナカ株式等)の取得による支出が324億円増加したこと等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による結果、増加した資金は362億56百万円(前年同四半期は289億89百万円の減少)となりました。前第3四半期連結会計期間に比べ652億46百万円収入増加した主な要因は、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額が321億32百万円、社債の発行による収入が166億84百万円それぞれ増加し、社債の償還による支出が131億57百万円減少したこと等によるものです。

(4)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容及びその実現に資する取り組みの概要

イオンは、お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献するという不変の理念を堅持し、お客さま満足の実践と継続的な企業価値の向上に努めてきており、この理念がイオンの企業価値の根幹をなしています。また、イオンの企業価値は、継続的かつ長期的な企業成長や同士・朋友との協力・提携に加え、雇用の確保、生活文化の向上や環境保全・社会貢献など様々な価値を包含し形成されているものであります。

これらの正しい商売の実践と社会的責任を全うするためには、長期的視野でイオンの理念を具現化していくことが必要であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、上記のイオンの企業価値を維持、発展させていく者でなければならないと考えています。

不適切な支配の防止のための取り組みの概要

当社株式は、金融商品取引所(証券取引所)に上場し自由な売買が可能ですが、時として短期的な利益を追求するグループ等による買収が、株主の皆さまに結果として不利益を与えるおそれもあります。買収提案を受け入れるか否かは株主の皆さまの判断によるべきものと考えことから、買収提案のあった際

に、株主の皆さまが、充分かつ正確な情報と十分な時間の下にご判断いただけるよう、また、明らかに株主一般の利益を害すると判断される買収行為への対策として、「当社株式の大量取得行為に関わる対応方針（買収防衛策）の改定に関する件」を平成21年5月14日開催の第84期定時株主総会に付議し、株主の皆さまのご承認をいただきました。

これは「事前警告型」買収防衛策であり、当社議決権の20%を超える株式取得を行おうとする者に対しては、大量株式取得者らの概要、取得対価の算定根拠、買取方法、買取資金源、買収後の経営方針等につき当社への十分な情報提供を行うことなどの買収ルールへの遵守を要請します。

当社取締役会は、大量株式取得者が登場し次第、その事実を開示するとともに、外部の専門家1名以上と社外取締役から成る独立委員会を設置し、提供された情報をもとに、同委員会に意見を求め、その意見を最大限尊重した上で、所定の評価期間（60日間または90日間）内に、当該買収提案に対する評価結果等を発表します。この取締役会及び独立委員会においては、判断の客観性を更に高めるため、適宜他の専門家にも意見を求めることができます。また、上記ルールが守られない場合や、株式の高値買戻要求や高値売抜けが目的であると推測されるなど、株主の皆さまの利益が害されることが明らかである場合等には、所定の評価期間の経過を待たずに、当社取締役会が新株発行、新株予約権発行などの対抗策をとり得ることといたしました。なお、大量株式取得者の権利行使が制限される行使条件差別型新株予約権を発行するときは、株主の皆さまにわずらわしい手続をしていただくなくてもいいように、会社による取得条項付とさせていただきます。また、対抗措置の内容・採否は、取締役としての善管注意義務に従い、原則として取締役会が決定・実施してまいります。例外的には、その内容・効果等に鑑みて株主の皆さまのご判断を仰ぐべきであるとして、当社株主総会にその採否をご決議いただくことがあります。

株主の皆さまには、手続の各段階において、適時に十分に情報開示し、ご判断に供していただけるようにしてまいります。

なお、この買収防衛策の有効期間は3年間（平成21年3月1日から起算して3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の終結時まで）であります。

上記の取り組みについての基本方針等との整合性に係る取締役会の判断

大量株式取得者に要請する各種資料は、大量株式取得者らの概要だけでなく、資金面の背景及び資金スキーム、株式取得方法の適法性に関する事項、買収後の経営計画等であり、これらの資料開示を通じて、イオンの理念（上記基本方針）に対する大量株式取得者の具体的な態度が明示されることになるとともに、何よりも、株主の皆さまの判断材料が充実したものになります。

従って、当社取締役会は、上記対応方針は、上記基本方針及び当社の株主の共同の利益に沿うものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

## (5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、株式の取得により新たに連結子会社が増えたことに伴い、主要な設備が増加しました。

当該主要な連結子会社の帳簿残高は以下のとおりであります。

会社名	セグメントの名称	事業所名等 (所在地)	土地 (百万円)	建物及び 構築物 (百万円)	その他 (百万円)	差入 保証金 (百万円)	合計 (百万円)	従業員数 (人)
(株)マルナカ	S M	マルナカパワーシティ レインボー店(香川県 高松市)他143事業所	41,342	32,248	3,345	2,193	79,130	3,017 [8,992]
(株)山陽マル ナカ	S M	マルナカ新倉敷店(岡 山県倉敷市)他77事業 所	40,639	16,944	1,377	495	59,457	1,361 [4,174]

(注) 1 上記の差入保証金は連結上消去すべき債務と相殺消去後の金額に基づいております。

2 帳簿残高のうち、「その他」は有形固定資産の「工具、器具及び備品」、「建設仮勘定」、「その他」、無形固定資産の「ソフトウェア」、「その他」並びに投資その他の資産の「その他」に含まれる長期前払費用であり、「差入保証金」には1年内回収予定額を含んでおります。

3 従業員数の[ ]は外書で、平均臨時従業員数であります。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、拡充、改修のうち、当第3四半期連結会計期間において重要な変更はありません。

第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、拡充、改修のうち、当第3四半期連結会計期間において完了したものは以下のとおりであります。

会社名	セグメント の名称	事業所名 (所在地)	区分	完了年月	投資額 (百万円)	備考
イオンリテール(株)	G M S	イオン七戸ショッピングセンター (青森県上北郡七戸町)	新設	平成23年9月	1,358	

(注) 上記金額には、資産除去債務相当額は含まれておりません。

第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の除却、売却のうち、当第3四半期連結会計期間において重要な変更はありません。

なお、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,400,000,000
計	2,400,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年1月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	800,446,214	800,446,214	株式会社東京証券 取引所(市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	800,446,214	800,446,214		

(注) 提出日現在発行数には、平成24年1月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権(第1回株式報酬型ストックオプション)

平成18年5月12日の株主総会の特別決議及び平成19年4月4日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数(個)	610
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	61,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成19年5月21日～ 平成34年5月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1 (注)2
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても、当社の執行役(グループ会社の役員等に就任する場合であって、当社の執行役に準ずる者を含む。以下、同じ。)の地位にあることを要する。ただし、当社の執行役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することは原則としてできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式の分割または併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとし、

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとし、

なお、株式の数の調整を行った場合には、発行する新株予約権の数についても上記と同様の調整を行うものとし、

2 新株予約権の行使による株式の発行については、自己株式を充当する場合には、資本組入は行わないものとし、

## 第2回新株予約権

平成18年10月4日付の当社代表執行役の決定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数(個)	918
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	(注)1、3、4
新株予約権の行使期間	平成18年10月23日～ 平成28年10月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注)5
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 (注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7、8

(注)1 本新株予約権は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当いたします。本新株予約権の特質は以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、行使価額の修正に伴って変動する仕組みとなっているため、修正後行使価額又は調整後行使価額が当初行使価額(3,196円)を下回った場合には、交付される株式数は増加します。
- (2) 本新株予約権の行使価額の修正基準及び修正頻度について  
本新株予約権の行使価額は、平成18年11月6日以降、各行使の効力発生日の前日まで(当日を含む。)の3連続取引日の毎日の売買高加重平均価格の平均値の97.5%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てます。)に修正されます。
- (3) 行使価額の下限等  
本項第(2)号に従い、かかる算出の結果、修正された行使価額が本新株予約権の割当日の直前の取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額の1円未満を切り上げた金額(以下「下限行使価額」といいます。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。なお、目的となる株式の数の上限及び資金調達額の下限については、(注)2をご参照下さい。
- (4) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項が付されております。(注)7「新株予約権の消却事由及び消却の条件」をご参照下さい。
- (5) 本新株予約権の行使についての所有者との取り決めは、(注)6記載のとおりコミットメント契約を締結しております。
- (6) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との取り決めの内容  
所有者は、本新株予約権の行使により取得することとなる当社の普通株式の数の範囲内で行う当社の普通株式の売付け等以外の本新株予約権の行使に関わる空売りを目的とした当社の普通株式の借株を行わない旨を取り決めております。ただし、本新株予約権の行使ができなくなった場合はこの限りではありません。  
所有者は、本新株予約権の行使により取得することとなる当社の普通株式を第三者に売却し又はその他処分をする場合には、米国1933年証券法に基づく登録又はかかる登録からの免除規定に従ってこれを行うものとしてします。
- 2 本新株予約権の目的となる株式の数  
本新株予約権1個の行使により当社が交付する普通株式の数は、金10,000,000円を新株予約権の行使価額で除した数とし、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた数とします。

3 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権 1 個につき、行使価額に割当株式数を乗じた額とし、1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とします。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が交付する株式 1 株あたりの払込金額(行使価額)は、当初金3,196円とします。ただし、行使価額は(注) 1 (2)(3)又は(注) 4 に定めるところに従い修正又は調整されます。

4 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株式を発行する場合、又は自己株式の処分を行う場合等により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式により行使価額(円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てます。)を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- 5 本新株予約権の行使による 1 株あたり発行価格は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、本新株予約権の払込金額の総額(321百万円)を加えた額を新株予約権の目的となる株式の数で除した額とし、資本組入額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額( 1 円未満の端数が生じたときはその端数は切り上げます。)とします。

- 6 当社は割当先との間で本新株予約権の行使に関し、次の内容のコミットメント契約を締結しています。
  - (1) 割当先は、行使期間中の毎年 6 月と12月の第 2 月曜日から始まる10取引日の間に51個を基本とした新株予約権を行使する義務があるものとします。なお、各行使個数については、当社よりの申し入れにより調整されることがあります。
  - (2) 当社は、割当先に対し、新株予約権を 1 個315,000円で買取請求することができるものとします。

7 新株予約権の消却事由及び消却の条件

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日の翌日以降、会社法第273条第 2 項(残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第273条第 2 項及び第274条第 3 項)の規定に従って、当社代表執行役が別途定める取得日の 2 週間前までに通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権 1 個あたり金315,000円の価額で、残存する本新株予約権の全部又は当社代表執行役が別途定める一部を取得することができます。残存する本新株予約権の一部を取得する場合には、当社代表執行役は抽選その他の合理的な方法により当該一部の決定を行うものとします。
  - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社代表執行役の決定)で承認されたときは、会社法第273条第 2 項の規定に従って、当社代表執行役が別途定める取得日の 2 週間前までに通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権 1 個あたり金315,000円の価額で、残存する本新株予約権の全部を取得することができます。
- 8 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称します。)を行う場合は、(注) 7 (2)により当社が本新株予約権を取得する場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者に対して、当該本新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」といいます。)の新株予約権で、本項第(1)号から第(7)号に定める内容のもの(以下「承継新株予約権」といいます。)を交付します。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、(注) 1 から(注) 7 に記載の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用します。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、以下の条件に沿ってその効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付する旨を、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の承継新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 2 に準じて決定します。
- (4) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、承継新株予約権の行使価額に当該各承継新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。承継新株予約権の行使価額は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の行使価額に準じて決定し、(注) 1 (2)(3)及び(注) 4 に準じた修正又は調整がなされるものとします。
- (5) 承継新株予約権を行使することができる期間  
組織再編行為の効力発生日から表「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間の満了日までとします。
- (6) 承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項  
表「新株予約権の行使の条件」欄及び(注) 7 に準じて決定します。
- (7) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
(注) 5 に準じて決定します。

## 第3回新株予約権(第2回株式報酬型ストックオプション)

平成19年5月11日の報酬委員会による決議及び平成20年4月7日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数(個)	790
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	79,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成20年5月21日～ 平成35年5月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,163 資本組入額 582 (注)2
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても、当社の執行役(グループ会社の役員等に就任する場合であって、当社の執行役に準ずる者を含む。以下、同じ。)の地位にあることを要する。ただし、当社の執行役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することは原則としてできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式の分割または併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとします。

なお、株式の数の調整を行った場合には、発行する新株予約権の数についても上記と同様の調整を行うものとします。

2 新株予約権の行使による株式の発行については、自己株式を充当する場合には、資本組入は行わないものとします。

第4回新株予約権(第3回株式報酬型ストックオプション)

平成20年5月15日の報酬委員会及び取締役会の決議により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数(個)	204
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,400 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成20年11月21日～ 平成35年11月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 711 資本組入額 356 (注)2
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても、当社の執行役(グループ会社の役員等に就任する場合であって、当社の執行役に準ずる者を含む。以下、同じ。)の地位にあることを要する。ただし、当社の執行役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することは原則としてできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式の分割または併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとし、

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとし、

なお、株式の数の調整を行った場合には、発行する新株予約権の数についても上記と同様の調整を行うものとし、

2 新株予約権の行使による株式の発行については、自己株式を充当する場合には、資本組入は行わないものとし、

第5回新株予約権(第4回株式報酬型ストックオプション)

平成21年4月14日の報酬委員会及び取締役会の決議により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数(個)	47
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,700 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成21年5月21日～ 平成36年5月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 765 資本組入額 383 (注) 2
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても、当社の執行役(グループ会社の役員等に就任する場合であって、当社の執行役に準ずる者を含む。以下、同じ。)の地位にあることを要する。ただし、当社の執行役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することは原則としてできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式の分割または併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとし、ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとし、

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとし、

なお、株式の数の調整を行った場合には、発行する新株予約権の数についても上記と同様の調整を行うものとし、

2 新株予約権の行使による株式の発行については、自己株式を充当する場合には、資本組入は行わないものとし、

第6回新株予約権(第6回無担保転換社債型新株予約権付社債)

平成21年11月10日付の当社代表執行役の決定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	49,980
新株予約権の数(個)	49,980
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	55,459,387 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	901.2 (注)2
新株予約権の行使期間	平成22年1月4日～ 平成24年11月20日 (注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 901.2 資本組入額 451 (注)4
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権または本社債の一方のみを譲渡することはできないものとする。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された各本社債を出資するものとし、出資される財産の価額は、各本社債の払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 本新株予約権1個の行使により当社が交付する普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求日に適用のある下記(注)2記載の転換価額で除して得られる数としております。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わないものとしております。

2 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された各本社債を出資するものとし、出資される財産の価額は、各本社債の払込金額と同額としております。  
転換価額は、当初、908円としております。ただし、転換価額は下記(1)～(4)に定めるところに従い調整されることがあります。なお、「転換価額」とは、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額であります。

(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」といいます。)をもって転換価額を調整するものとしております。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合については、次に定めるところによるとしております。

時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を引き受ける者を募集する場合、

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合、

時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)または時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(但し、本新株予約権付社債と同時に発行される第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を除く。)

- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、特別配当を実施する場合には、次に定める算式をもって、転換価額を調整することとしております。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいいます。1株あたり特別配当の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入することとしております。

- (4) 当社は、本項(2)及び(3)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合は社債管理者と協議のうえ、必要な転換価額の調整を行うものとしております。

株式の併合、資本金もしくは準備金の額の減少、合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換または会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

上記のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- 3 ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとしております。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日およびその前営業日（振替機関の休業日等でない日をいいます。以下同じ。）
- (2) 振替機関が必要であると認めた日
- (3) 平成24年11月20日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降
- (4) 一定の事象が生じ、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降
- (5) 組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要なときは、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要事項を公告した場合における当該期間

- 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとしております。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額としております。

- 5 当社が、組織再編行為を行う場合（ただし、承継会社等の普通株式が当社の株主に交付される場合に限りません。）は、組織再編行為による本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、本項(1)～(9)に定める内容の承継会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」といいます。）を交付するものとし、この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され（承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」といいます。）、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本社債の社債要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用するものとし、

- (1) 承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とします。

- (2) 承継新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とします。

- (3) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法

行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を本項(4)に定める転換価額で除して得られる数とします。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わないものとします。

- (4) 承継新株予約権付社債の転換価額  
組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めるものとします。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、上記(注)2記載の新株予約権の行使時の払込金額に準じた調整を行うこととします。
- (5) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額  
各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、出資される当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とします。
- (6) 承継新株予約権を行使することができる期間  
組織再編行為の効力発生日(当社が上記(注)3(5)に定める行使を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日または当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日)から上記(注)3に定める本新株予約権の行使請求期間の末日までとします。
- (7) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金  
承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。
- (8) その他の承継新株予約権の行使の条件  
各承継新株予約権の一部については、行使することができないものとします。
- (9) 承継新株予約権の取得事由  
取得事由は定めないものとします。

第7回新株予約権(第7回無担保転換社債型新株予約権付社債)

平成21年11月10日付の当社代表執行役の決定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	49,990
新株予約権の数(個)	49,990
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	54,095,877 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	924.1 (注)2
新株予約権の行使期間	平成22年1月4日～ 平成25年11月20日 (注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 924.1 資本組入額 463 (注)4
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権または本社債の一方のみを譲渡することはできないものとする。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された各本社債を出資するものとし、出資される財産の価額は、各本社債の払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 本新株予約権1個の行使により当社が交付する普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求日に適用のある下記(注)2記載の転換価額で除して得られる数としております。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わないものとしております。

2 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された各本社債を出資するものとし、出資される財産の価額は、各本社債の払込金額と同額としております。転換価額は、当初、931円としております。ただし、転換価額は下記(1)～(4)に定めるところに従い調整されることがあります。なお、「転換価額」とは、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額であります。

(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」といいます。)をもって転換価額を調整するものとしております。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合については、次に定めるところによるとしております。

時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を引き受ける者を募集する場合、

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合、

時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)または時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(但し、本新株予約権付社債と同時に発行される第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を除く。)

- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、特別配当を実施する場合には、次に定める算式をもって、転換価額を調整することとしております。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいいます。1株あたり特別配当の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入することとしております。

- (4) 当社は、本項(2)及び(3)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合は社債管理者と協議のうえ、必要な転換価額の調整を行うものとしております。

株式の併合、資本金もしくは準備金の額の減少、合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換または会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

上記のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- 3 ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとしております。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日およびその前営業日（振替機関の休業日等でない日をいいます。以下同じ。）
- (2) 本社債の利息が支払われる日の前営業日
- (3) 振替機関が必要であると認めた日
- (4) 平成25年11月20日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降
- (5) 一定の事象が生じ、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降
- (6) 組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要なときは、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとします。）その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要事項を公告した場合における当該期間

- 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとしております。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額としております。

- 5 当社が、組織再編行為を行う場合（ただし、承継会社等の普通株式が当社の株主に交付される場合に限りません。）は、組織再編行為による本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、本項(1)～(9)に定める内容の承継会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」といいます。）を交付するものとします。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され（承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」といいます。）、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本社債の社債要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用するものとします。

- (1) 承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とします。

- (2) 承継新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とします。

- (3) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法

行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を本項(4)に定める転換価額で除して得られる数とします。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わないものとします。

- (4) 承継新株予約権付社債の転換価額  
組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めるものとします。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、上記(注)2記載の新株予約権の行使時の払込金額に準じた調整を行うこととします。
- (5) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額  
各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、出資される当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とします。
- (6) 承継新株予約権を行使することができる期間  
組織再編行為の効力発生日(当社が上記(注)3(6)に定める行使を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日または当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日)から上記(注)3に定める本新株予約権の行使請求期間の末日までとします。
- (7) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金  
承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。
- (8) その他の承継新株予約権の行使の条件  
各承継新株予約権の一部については、行使することができないものとします。
- (9) 承継新株予約権の取得事由  
取得事由は定めないものとします。

第8回新株予約権(第5回株式報酬型ストックオプション)

平成22年5月13日の報酬委員会及び取締役会の決議により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数(個)	975
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	97,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年7月21日～ 平成37年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 886 資本組入額 443 (注)2
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても、当社の執行役(グループ会社の役員等に就任する場合であって、当社の執行役に準ずる者を含む。以下、同じ。)の地位にあることを要する。ただし、当社の執行役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することは原則としてできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式の分割または併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとし、

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとし、

なお、株式の数の調整を行った場合には、発行する新株予約権の数についても上記と同様の調整を行うものとし、

2 新株予約権の行使による株式の発行については、自己株式を充当する場合には、資本組入は行わないものとし、

## 第9回新株予約権(第6回株式報酬型ストックオプション)

平成23年5月19日の報酬委員会及び取締役会の決議により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数(個)	782
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	78,200 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成23年7月21日～ 平成38年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 806 資本組入額 403 (注) 2
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても、当社の執行役(グループ会社の役員等に就任する場合であって、当社の執行役に準ずる者を含む。以下、同じ。)の地位にあることを要する。ただし、当社の執行役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することは原則としてできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式の分割または併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとし、

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとし、

なお、株式の数の調整を行った場合には、発行する新株予約権の数についても上記と同様の調整を行うものとし、

2 新株予約権の行使による株式の発行については、自己株式を充当する場合には、資本組入は行わないものとし、

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第2四半期連結会計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日)	第3四半期連結会計期間 (自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	102	102
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	445,566	445,566
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	2,288	2,288
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	1,019	1,019

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年9月1日～ 平成23年11月30日		800,446,214		199,054		264,963

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成23年8月31日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成23年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 35,211,500 (相互保有株式) 普通株式 177,900		
完全議決権株式(その他)	普通株式 764,825,000	7,648,250	
単元未満株式(注)	普通株式 231,814		一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	800,446,214		
総株主の議決権		7,648,250	

(注) 上記「単元未満株式」の「株式数」の欄には、自己株式等が以下のとおり含まれております。  
イオン(株) 84株

【自己株式等】

平成23年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) イオン(株)	千葉県美浜区中瀬一丁目 5番地1	35,211,500		35,211,500	4.40
(相互保有株式) (株)タカキュー	東京都板橋区板橋三丁目 9番7号	177,900		177,900	0.02
計		35,389,400		35,389,400	4.42

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	1,042	982	984	968	1,006	984	1,060	1,099	1,070
最低(円)	818	916	921	888	964	899	942	1,017	1,025

(注) 上記の株価は東京証券取引所(市場第一部)によるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成22年9月1日から平成22年11月30日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年11月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成23年9月1日から平成23年11月30日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成23年3月1日から平成23年11月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成22年9月1日から平成22年11月30日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成23年9月1日から平成23年11月30日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成23年3月1日から平成23年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)		前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)	
<b>資産の部</b>				
流動資産				
現金及び預金	3	253,070	3	320,212
受取手形及び売掛金	3	488,222	3	416,548
有価証券		1,475		4,509
たな卸資産	1	361,436	1, 3	308,951
繰延税金資産		53,924		40,728
営業貸付金	3	231,013	3	293,427
その他		150,118	3	178,329
貸倒引当金		48,124		53,245
流動資産合計		1,491,136		1,509,462
固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物(純額)	3	1,087,919	3	910,075
工具、器具及び備品(純額)		119,898		108,186
土地	3	506,529	3	354,029
建設仮勘定		17,833		24,796
その他(純額)		20,102		9,980
有形固定資産合計	2	1,752,283	2	1,407,068
無形固定資産				
のれん	4	99,287	4	74,753
ソフトウェア		30,636		27,514
その他		12,638		15,098
無形固定資産合計		142,562		117,365
投資その他の資産				
投資有価証券	3	276,978	3	274,507
繰延税金資産		89,479		63,981
差入保証金		322,726	3	324,916
その他		103,348		92,330
貸倒引当金		15,579		15,004
投資その他の資産合計		776,953		740,731
固定資産合計		2,671,799		2,265,166
資産合計		4,162,935		3,774,628

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	710,324	640,114
短期借入金	119,028	52,065
1年内返済予定の長期借入金	224,334	217,028
1年内償還予定の社債	46,939	15,311
1年内償還予定の新株予約権付社債	49,980	-
コマーシャル・ペーパー	18,605	5,410
未払法人税等	18,656	44,838
賞与引当金	32,987	17,991
店舗閉鎖損失引当金	1,638	8,397
ポイント引当金	15,712	12,070
災害損失引当金	3,093	-
その他の引当金	1,090	1,472
設備関係支払手形	64,626	30,861
その他	431,383	373,349
流動負債合計	1,738,401	1,418,913
固定負債		
社債	213,124	215,209
新株予約権付社債	49,990	99,976
長期借入金	590,730	547,624
繰延税金負債	7,104	8,390
退職給付引当金	8,437	8,271
店舗閉鎖損失引当金	2,138	2,448
利息返還損失引当金	11,118	16,017
その他の引当金	4,154	4,095
資産除去債務	42,004	-
長期預り保証金	232,608	216,844
その他	34,605	17,601
固定負債合計	1,196,017	1,136,478
負債合計	2,934,419	2,555,391
純資産の部		
株主資本		
資本金	199,054	199,054
資本剰余金	264,963	264,963
利益剰余金	517,109	496,648
自己株式	61,452	61,458
株主資本合計	919,675	899,208
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,527	3,401
繰延ヘッジ損益	2,135	1,225
為替換算調整勘定	18,731	14,012
評価・換算差額等合計	25,394	11,836
新株予約権	1,341	1,118
少数株主持分	332,894	330,746
純資産合計	1,228,516	1,219,236
負債純資産合計	4,162,935	3,774,628

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
売上高	3,335,061	3,342,116
売上原価	2,436,101	2,444,038
売上総利益	898,960	898,077
その他の営業収入	397,240	406,179
営業総利益	1,296,201	1,304,257
販売費及び一般管理費	1,202,842	<sup>1</sup> 1,202,439
営業利益	93,358	101,818
営業外収益		
受取利息	2,689	2,167
受取配当金	815	1,090
持分法による投資利益	-	4,504
負ののれん償却額	8,426	8,320
その他	8,079	7,335
営業外収益合計	20,011	23,419
営業外費用		
支払利息	8,314	7,592
持分法による投資損失	778	-
その他	3,148	3,084
営業外費用合計	12,241	10,677
経常利益	101,128	114,560
特別利益		
子会社株式売却益	17,425	-
差入保証金回収益	-	3,697
受取保険金	-	<sup>2</sup> 4,751
その他	13,288	7,031
特別利益合計	30,713	15,480
特別損失		
減損損失	8,787	4,065
災害による損失	-	<sup>3</sup> 33,434
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	17,773
その他	7,348	12,112
特別損失合計	16,136	67,385
税金等調整前四半期純利益	115,706	62,654
法人税、住民税及び事業税	46,911	43,146
法人税等調整額	177	32,868
法人税等合計	46,733	10,278
少数株主損益調整前四半期純利益	-	52,376
少数株主利益	19,851	15,840
四半期純利益	49,121	36,536

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)
売上高	1,087,474	1,101,976
売上原価	792,532	802,479
売上総利益	294,941	299,497
その他の営業収入	139,706	136,325
営業総利益	434,648	435,822
販売費及び一般管理費	403,464	410,428
営業利益	31,183	25,393
営業外収益		
受取利息	643	725
受取配当金	179	278
持分法による投資利益	-	3,637
負ののれん償却額	2,796	2,811
その他	2,492	2,148
営業外収益合計	6,111	9,602
営業外費用		
支払利息	2,697	2,600
持分法による投資損失	237	-
その他	802	798
営業外費用合計	3,737	3,398
経常利益	33,556	31,596
特別利益		
固定資産売却益	1,757	118
差入保証金回収益	1,874	763
その他	2,949	655
特別利益合計	6,582	1,537
特別損失		
固定資産除却損	459	691
減損損失	981	159
災害による損失	-	2,974
その他	2,192	2,149
特別損失合計	3,633	5,975
税金等調整前四半期純利益	36,505	27,159
法人税、住民税及び事業税	17,570	16,821
法人税等調整額	3,776	3,631
法人税等合計	13,793	13,190
少数株主損益調整前四半期純利益	-	13,968
少数株主利益	7,218	4,849
四半期純利益	15,493	9,119

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	115,706	62,654
減価償却費	103,146	101,940
のれん償却額	5,265	5,753
負ののれん償却額	8,426	8,320
貸倒引当金の増減額（は減少）	24,845	19,776
利息返還損失引当金の増減額（は減少）	4,855	4,898
賞与引当金の増減額（は減少）	16,210	13,876
退職給付引当金の増減額（は減少）	1,591	3,206
店舗閉鎖損失引当金の増減額（は減少）	893	6,277
受取利息及び受取配当金	3,505	3,258
支払利息	8,314	7,592
持分法による投資損益（は益）	778	4,504
減損損失	8,787	4,065
災害損失	-	33,434
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	17,773
子会社株式売却損益（は益）	17,425	-
売上債権の増減額（は増加）	160,958	86,228
たな卸資産の増減額（は増加）	3,240	41,925
営業貸付金の増減額（は増加）	53,404	22,870
仕入債務の増減額（は減少）	18,386	50,972
その他の資産・負債の増減額	38,975	68,360
その他	971	3,661
小計	195,135	246,789
利息及び配当金の受取額	3,477	3,178
利息の支払額	8,399	7,251
法人税等の支払額	54,401	69,753
保険金の受取額	-	4,751
災害損失の支払額	-	15,532
営業活動によるキャッシュ・フロー	135,811	162,181

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	2,196	-
有価証券の売却による収入	4,309	3,000
有形固定資産の取得による支出	139,977	229,018
有形固定資産の売却による収入	27,694	2,046
投資有価証券の取得による支出	4,840	571
投資有価証券の売却による収入	3,113	10
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	34,641
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	1,671	365
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	10,925	-
貸付金の回収による収入	2 44,907	407
差入保証金の差入による支出	5,695	11,848
差入保証金の回収による収入	17,581	29,768
預り保証金の受入による収入	12,895	11,956
預り保証金の返還による支出	14,816	12,598
その他	758	2,232
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>67,037</b>	<b>243,355</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額（は減少）	18,787	23,641
長期借入れによる収入	127,634	190,116
長期借入金の返済による支出	143,456	202,141
社債の発行による収入	6,408	41,450
社債の償還による支出	27,549	11,960
配当金の支払額	15,304	16,069
少数株主への配当金の支払額	9,065	9,419
その他	372	201
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>80,492</b>	<b>15,415</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	5,975	3,440
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	17,694	69,198
現金及び現金同等物の期首残高	280,521	306,820
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 262,826	237,621

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p style="text-align: center;">当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)</p>
<p>1 連結の範囲に関する事項の変更</p>	<p>以下の30社を新たに連結子会社としました。</p> <p>設 立：まいばすけっと(株)          コスメーム(株)          合同会社アミカス・ファンディング・コーポレーション          AEON VIETNAM CO.,LTD.          AEON MALL INVESTMENT (CAMBODIA) CO.,LTD.          AEON MALL (CAMBODIA) CO.,LTD.          AEON CREDIT SERVICE INDIA PRIVATE LIMITED          AEON MICRO FINANCE (SHENYANG) CO.,LTD.          AEON MICROFINANCE (CAMBODIA) PRIVATE COMPANY LIMITED          AEON FANTASY (MALAYSIA) SDN.BHD.</p> <p>株式取得：(株)マルナカ          (株)山陽マルナカ          (株)大洋水産          (株)西条ミネラル          昭南製紙(株)          (株)デンキランド          (株)味彩館          (株)ハッピーライフ愛          (株)マルナカツアーリスト          (株)四季の味          (株)オリックス          (株)エスケイパック          (株)松浦唐立軒          白十字製菓(株)          半田食品(株)          (株)天仁製茶          (株)ピカソ          (株)カジタク</p> <p>株式の追加取得：          イオンタウン(株)          エイ・ジー・サービス(株)</p> <p>以下の5社を連結から除外しました。</p> <p>合 併：(株)マイカル          イオンペーカリーシステム(株)</p> <p>清 算：LAURA ASHLEY SINGAPORE PTE.LTD.          LAURA ASHLEY(MALAYSIA)SDN.BHD.          Eternal Credit Card Special Purpose Vehicle Co.,Ltd.</p> <p>イオン琉球(株)は当四半期連結累計期間に社名変更しました。(旧社名：琉球ジャスコ(株))          イオンビッグ(株)は当四半期連結累計期間に社名変更しました。(旧社名：(株)マイカル東北)          イオンペーカリー(株)は当四半期連結累計期間に社名変更しました。(旧社名：(株)マイカルカンテポーレ)          イオンタウン(株)は当四半期連結累計期間に社名変更しました。(旧社名：ロック開発(株))          永旺永楽(北京)物業服務有限公司は当四半期連結累計期間に社名変更しました。(旧社名：永旺永楽(北京)物業管理有限公司)</p>

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)	
2 持分法の適用に関する事項の変更	<p>以下の1社を新たに持分法適用会社としました。 株式取得：ROBINSONS CONVENIENCE STORES, INC.</p> <p>以下の2社を持分法適用会社から除外しました。 連結子会社へ移行： イオンタウン(株) (旧社名：ロック開発(株)) エイ・ジー・サービス(株)</p>
3 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準等 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益はそれぞれ1,576百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は19,350百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は38,050百万円であります。</p> <p>(2) 持分法に関する会計基準及び持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い 第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。</p>

#### 【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)	
(四半期連結損益計算書関係)	
1	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間においては、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。
2	前第3四半期連結累計期間において、「特別利益」のその他に含まれていた「差入保証金回収益」は、当第3四半期連結累計期間より区分掲記しております。なお、前第3四半期連結累計期間において、「特別利益」の「その他」に含まれる「差入保証金回収益」は3,204百万円であります。

当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)	
(四半期連結損益計算書関係)	
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間においては、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。	

#### 【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)	
(災害損失引当金の計上基準)	
東日本大震災により被害を受けた固定資産の復旧費用等のうち、当第3四半期連結累計期間末後に発生すると見込まれる金額を見積り計上しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)	前連結会計年度末 (平成23年2月28日)																																																																																																			
<p>1 たな卸資産の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">商品</td> <td style="text-align: right;">355,226</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">6,209</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">361,436</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">1,191,659</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> </table> <p>3 担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物等</td> <td style="text-align: right;">124,848</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">107,035</td> <td></td> </tr> <tr> <td>売掛金及び営業貸付金</td> <td style="text-align: right;">21,602</td> <td></td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">35</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">253,533</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記の他に連結上相殺消去されている連結子会社が保有する当該連結子会社株式16,860百万円を担保に供しております。</p> <p>4 のれん及び負ののれん</p> <p>のれん及び負ののれんは相殺表示しております。相殺前の金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">のれん</td> <td style="text-align: right;">110,526</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">11,239</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引</td> <td style="text-align: right;">99,287</td> <td></td> </tr> </table> <p>5 偶発債務 (借入債務等の保証額)</p> <p>(1) 取引先等の借入金に対する保証</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">一般顧客</td> <td style="text-align: right;">18,068</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>その他2社</td> <td style="text-align: right;">720</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">18,788</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 経営指導念書等</p> <p>提出会社は、主要な関連会社の資金調達に関連して、各社の健全な財政状態の維持責任を負うこと等を約した経営指導念書等を金融機関等に対して差し入れております。なお、上記経営指導念書等のうち、「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」(平成11年2月22日 日本公認会計士協会監査委員会報告第61号)に基づく保証類似行為に該当するものはありません。</p>	商品	355,226	百万円	原材料及び貯蔵品	6,209		計	361,436			1,191,659	百万円	建物等	124,848	百万円	土地	107,035		売掛金及び営業貸付金	21,602		投資有価証券	35		現金及び預金	12		計	253,533		のれん	110,526	百万円	負ののれん	11,239		差引	99,287		一般顧客	18,068	百万円	その他2社	720		計	18,788		<p>1 たな卸資産の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">商品</td> <td style="text-align: right;">302,090</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">6,860</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">308,951</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">1,023,259</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> </table> <p>3 担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物等</td> <td style="text-align: right;">88,391</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">64,166</td> <td></td> </tr> <tr> <td>売掛金及び営業貸付金</td> <td style="text-align: right;">56,942</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差入保証金</td> <td style="text-align: right;">24</td> <td></td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">35</td> <td></td> </tr> <tr> <td>たな卸資産</td> <td style="text-align: right;">2,024</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">106</td> <td></td> </tr> <tr> <td>流動資産その他 (未収入金)</td> <td style="text-align: right;">17,638</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">229,329</td> <td></td> </tr> </table> <p>4 のれん及び負ののれん</p> <p>のれん及び負ののれんは相殺表示しております。相殺前の金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">のれん</td> <td style="text-align: right;">94,242</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">19,489</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引</td> <td style="text-align: right;">74,753</td> <td></td> </tr> </table> <p>5 偶発債務 (借入債務等の保証額)</p> <p>(1) 取引先等の借入金に対する保証</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">一般顧客</td> <td style="text-align: right;">11,064</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> </table> <p>上記金額には、外貨保証金額336百万円(27,402千円)が含まれております。</p> <p>(2) 経営指導念書等 同左</p>	商品	302,090	百万円	原材料及び貯蔵品	6,860		計	308,951			1,023,259	百万円	建物等	88,391	百万円	土地	64,166		売掛金及び営業貸付金	56,942		差入保証金	24		投資有価証券	35		たな卸資産	2,024		現金及び預金	106		流動資産その他 (未収入金)	17,638		計	229,329		のれん	94,242	百万円	負ののれん	19,489		差引	74,753		一般顧客	11,064	百万円
商品	355,226	百万円																																																																																																		
原材料及び貯蔵品	6,209																																																																																																			
計	361,436																																																																																																			
	1,191,659	百万円																																																																																																		
建物等	124,848	百万円																																																																																																		
土地	107,035																																																																																																			
売掛金及び営業貸付金	21,602																																																																																																			
投資有価証券	35																																																																																																			
現金及び預金	12																																																																																																			
計	253,533																																																																																																			
のれん	110,526	百万円																																																																																																		
負ののれん	11,239																																																																																																			
差引	99,287																																																																																																			
一般顧客	18,068	百万円																																																																																																		
その他2社	720																																																																																																			
計	18,788																																																																																																			
商品	302,090	百万円																																																																																																		
原材料及び貯蔵品	6,860																																																																																																			
計	308,951																																																																																																			
	1,023,259	百万円																																																																																																		
建物等	88,391	百万円																																																																																																		
土地	64,166																																																																																																			
売掛金及び営業貸付金	56,942																																																																																																			
差入保証金	24																																																																																																			
投資有価証券	35																																																																																																			
たな卸資産	2,024																																																																																																			
現金及び預金	106																																																																																																			
流動資産その他 (未収入金)	17,638																																																																																																			
計	229,329																																																																																																			
のれん	94,242	百万円																																																																																																		
負ののれん	19,489																																																																																																			
差引	74,753																																																																																																			
一般顧客	11,064	百万円																																																																																																		

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)	前連結会計年度末 (平成23年2月28日)
<p>(3) 特別目的会社等との取引</p> <p>一部の連結子会社は、フォレストー特定目的会社との間で、同社が当該連結子会社に賃貸する建物の建設資金の調達のために発行した社債の元本相当額(8,700百万円)を、建物の賃貸借期間終了時に同社へ支払い、当該建物の処分価額の一部等を同社から受取ることを約した契約を締結しております。</p> <p>一部の連結子会社は、(有)ネオパス・エフアイエス(特別目的会社)と建物賃貸借契約を締結しておりますが、解約不能期間終了時において同社が土地信託受益権を売却した場合で、売却額が取得価額の50%を下回る場合には、取得価額の50%を下回った全額(最大で10,308百万円)を同社に支払う契約を締結しております。</p> <p>(有)タカクラ・ファンディング・コーポレーション(特別目的会社)他1社は、一部の連結子会社に賃貸する建物の建設資金等を金融機関より借入れておりますが、当該連結子会社は、当該金融機関との間で、当該特別目的会社が支払不能に陥った場合等の特定の事由が生じた場合には、当該金融機関が当該特別目的会社に対する貸付債権の一部(当第3四半期連結会計期間末現在8,256百万円)を当該連結子会社に売り渡すことができる旨の契約を締結しております。なお、当該契約により当該連結子会社が貸付債権を取得した場合には、当該連結子会社は当該特別目的会社との建物賃貸借契約(当第3四半期連結会計期間末現在の解約不能期間の未経過リース料8,615百万円)を終了することができます。</p>	<p>(3) 特別目的会社等との取引</p> <p>同左</p> <p>一部の連結子会社は、(有)ネオパス・エフアイエス(特別目的会社)と建物賃貸借契約を締結しておりますが、解約不能期間終了時において同社が土地信託受益権を売却し売却損失が発生した場合には、当該売却損失のうち4,400百万円を限度額として同社に支払う契約を締結しております。但し、当該土地信託受益権の売却額が取得価額の50%を下回る場合には、当該連結子会社は上記の限度額に加え、売却額が取得価額の50%を下回った額の半分(最大で5,150百万円)についても、同社に支払う契約となっております。</p> <p>(有)タカクラ・ファンディング・コーポレーション(特別目的会社)他1社は、一部の連結子会社に賃貸する建物の建設資金等を金融機関より借入れておりますが、当該連結子会社は、当該金融機関との間で、当該特別目的会社が支払不能に陥った場合等の特定の事由が生じた場合には、当該金融機関が当該特別目的会社に対する貸付債権の一部(当連結会計年度末現在8,775百万円)を当該連結子会社に売り渡すことができる旨の契約を締結しております。なお、当該契約により当該連結子会社が貸付債権を取得した場合には、当該連結子会社は当該特別目的会社との建物賃貸借契約(当連結会計年度末現在の解約不能期間の未経過リース料10,656百万円)を終了することができます。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
販売費及び一般管理費の主なもの	1 販売費及び一般管理費の主なもの
広告宣伝費 71,070 百万円	広告宣伝費 75,215 百万円
貸倒引当金繰入額 25,291	貸倒引当金繰入額 19,807
従業員給料及び賞与 397,142	従業員給料及び賞与 398,616
賞与引当金繰入額 31,280	賞与引当金繰入額 32,987
法定福利及び厚生費 63,856	法定福利及び厚生費 65,379
水道光熱費 69,726	水道光熱費 63,633
減価償却費 96,274	減価償却費 95,425
修繕維持費 63,992	修繕維持費 66,426
地代家賃 203,032	地代家賃 200,477
のれん償却額 5,265	のれん償却額 5,362
	2 受取保険金
	東日本大震災及び静岡県東部を震源とする地震による被害に対応するものであります。
	3 災害による損失
	(1) 震災による損失
	東日本大震災及び静岡県東部を震源とする地震により被害を受けた損失額であり、その主な内容は以下のとおりであります。
	修繕費 16,654 百万円
	商品破損 4,854
	その他 8,876
	計 30,386
	上記のうち、災害損失引当金に繰り入れた金額は3,093百万円であります。
	(2) 大規模洪水による損失
	総合金融事業を営む連結子会社において、タイにて発生した洪水による損失として営業債権の回収不能見込額3,048百万円を計上しております。

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)
販売費及び一般管理費の主なもの	販売費及び一般管理費の主なもの
広告宣伝費 24,264 百万円	広告宣伝費 25,125 百万円
貸倒引当金繰入額 8,692	貸倒引当金繰入額 7,604
従業員給料及び賞与 127,248	従業員給料及び賞与 128,485
賞与引当金繰入額 15,663	賞与引当金繰入額 17,262
法定福利及び厚生費 21,460	法定福利及び厚生費 22,687
水道光熱費 25,648	水道光熱費 23,407
減価償却費 32,235	減価償却費 32,750
修繕維持費 22,289	修繕維持費 20,401
地代家賃 67,376	地代家賃 67,745
のれん償却額 1,771	のれん償却額 1,787

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)																				
<p>1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年11月30日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">278,966百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月超の定期預金</td> <td style="text-align: right;">13,850</td> </tr> <tr> <td>負の現金同等物としての当座借越</td> <td style="text-align: right;">710</td> </tr> <tr> <td>保険料預り金等</td> <td style="text-align: right;">1,579</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">262,826百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金	278,966百万円	預入期間が3ヶ月超の定期預金	13,850	負の現金同等物としての当座借越	710	保険料預り金等	1,579	現金及び現金同等物	262,826百万円	<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年11月30日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">253,070百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月超の定期預金</td> <td style="text-align: right;">13,846</td> </tr> <tr> <td>負の現金同等物としての当座借越</td> <td style="text-align: right;">1,713</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td style="text-align: right;">111</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">237,621百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金	253,070百万円	預入期間が3ヶ月超の定期預金	13,846	負の現金同等物としての当座借越	1,713	預け金	111	現金及び現金同等物	237,621百万円
現金及び預金	278,966百万円																				
預入期間が3ヶ月超の定期預金	13,850																				
負の現金同等物としての当座借越	710																				
保険料預り金等	1,579																				
現金及び現金同等物	262,826百万円																				
現金及び預金	253,070百万円																				
預入期間が3ヶ月超の定期預金	13,846																				
負の現金同等物としての当座借越	1,713																				
預け金	111																				
現金及び現金同等物	237,621百万円																				
<p>2 貸付金の回収による収入            当連結会計年度の期首において連結の範囲から除外した米国のタルボット社からの貸付金の返済額(44,480百万円)を含んでおります。</p>																					

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年11月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成23年3月1日至平成23年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	800,446

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	35,290

3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高等

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる 株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	第2回新株予約権	普通株式	289
	ストック・オプションと しての新株予約権		386
連結子会社	ストック・オプションと しての新株予約権		666
合計			1,341

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年4月14日 取締役会	普通株式	16,069	21	平成23年2月28日	平成23年4月27日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額には、特別配当3円を含んでおります。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)

	総合小売 (百万円)	専門店 (百万円)	ディベ ロッパー (百万円)	サービス等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益							
(1) 外部顧客に 対する営業収益	992,827	127,598	29,309	77,445	1,227,180		1,227,180
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	9,897	3,116	12,487	187,799	213,300	(213,300)	
計	1,002,725	130,715	41,796	265,244	1,440,481	(213,300)	1,227,180
営業利益	8,097	945	10,273	10,545	29,862	1,320	31,183

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)

	総合小売 (百万円)	専門店 (百万円)	ディベ ロッパー (百万円)	サービス等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益							
(1) 外部顧客に 対する営業収益	3,010,554	380,197	87,652	253,898	3,732,302		3,732,302
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	26,121	8,486	38,252	555,449	628,310	(628,310)	
計	3,036,676	388,683	125,905	809,347	4,360,612	(628,310)	3,732,302
営業利益	29,738	2,517	27,908	27,601	87,766	5,592	93,358

(注) 1 事業区分の方法

事業は、グループ内の事業展開を基準として区分しております。

2 各事業区分の主要な内容

- (1) 総合小売事業.....ゼネラル・マーチャンダイズ・ストア(GMS)、スーパーマーケット、コンビニエンスストア及び百貨店等
  - (2) 専門店事業.....婦人服、ファミリーカジュアルファッション、ヘルス&ビューティー及び靴等を販売する専門店
  - (3) ディベロッパー事業.....商業施設を開発・賃貸運営するディベロッパー
  - (4) サービス等事業.....金融、アミューズメント、外食、店舗メンテナンス、卸売業等
- (注) 提出会社の純粋持株会社機能については、「消去又は全社」欄に含めております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)

	日本 (百万円)	アジア等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益					
(1) 外部顧客に 対する営業収益	1,159,539	67,641	1,227,180		1,227,180
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	523	969	1,493	(1,493)	
計	1,160,063	68,611	1,228,674	(1,493)	1,227,180
営業利益	24,943	3,926	28,869	2,313	31,183

(注) 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法.....地理的近接度によっております。

(2) 各区分に属する主な国又は地域.....アジア等：中華人民共和国、大韓民国、台湾、マレーシア、  
タイ、シンガポール、インドネシア、ベトナム、  
オーストラリア、米国

(注) 提出会社の純粋持株会社機能については、「消去又は全社」欄に含めております。

(追加情報)

前連結会計年度末において提出会社の連結子会社であった米国のタルボット社（THE TALBOTS, INC.：イオンUSA社（AEON(U.S.A.), INC.）の子会社）は、平成22年4月7日付で提出会社の連結子会社であるイオンUSA社が保有するタルボット社株式の全株式をタルボット社に譲渡したことから、当連結会計年度期首において、提出会社の連結範囲から除外いたしました。これにより、北米事業の重要性がなくなったため、第1四半期連結会計期間より「北米」は「アジア等」に含めて記載しております。なお、当第3四半期連結会計期間における「北米」の営業収益は零、営業損失が25百万円であります。

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)

	日本 (百万円)	アジア等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益					
(1) 外部顧客に 対する営業収益	3,528,981	203,320	3,732,302		3,732,302
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	1,754	2,829	4,583	(4,583)	
計	3,530,736	206,149	3,736,886	(4,583)	3,732,302
営業利益	75,746	11,101	86,847	6,511	93,358

(注) 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法.....地理的近接度によっております。

(2) 各区分に属する主な国又は地域.....アジア等：中華人民共和国、大韓民国、台湾、マレーシア、  
タイ、シンガポール、インドネシア、ベトナム、  
オーストラリア、米国

(注) 提出会社の純粋持株会社機能については、「消去又は全社」欄に含めております。

(追加情報)

前連結会計年度末において提出会社の連結子会社であった米国のタルボット社（THE TALBOTS, INC.：イオンUSA社（AEON(U.S.A.), INC.）の子会社）は、平成22年4月7日付で提出会社の連結子会社であるイオンUSA社が保有するタルボット社株式の全株式をタルボット社に譲渡したことから、当連結会計年度期首において、提出会社の連結範囲から除外いたしました。これにより、北米事業の重要性がなくなったため、第1四半期連結累計期間より「北米」は「アジア等」に含めて記載しております。なお、当第3四半期連結累計期間における「北米」の営業収益は零、営業損失が170百万円であります。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)

	アジア等	計
海外営業収益(百万円)	67,641	67,641
連結営業収益(百万円)		1,227,180
連結営業収益に占める 海外営業収益の割合(%)	5.5	5.5

(注) 1 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法.....地理的近接度によっております。

(2) 各区分に属する主な国又は地域.....アジア等：中華人民共和国、大韓民国、台湾、マレーシア、タイ、シンガポール、インドネシア、ベトナム、オーストラリア、米国

2 海外営業収益は、提出会社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高及びその他の営業収入の合計額であります。

(追加情報)

前連結会計年度末において提出会社の連結子会社であった米国のタルボット社（THE TALBOTS, INC.：イオンUSA社(AEON(U.S.A.), INC.)の子会社）は、平成22年4月7日付で提出会社の連結子会社であるイオンUSA社が保有するタルボット社株式の全株式をタルボット社に譲渡したことにより、当連結会計年度期首において、提出会社の連結範囲から除外いたしました。これにより、当第3四半期連結会計期間における「北米」の海外営業収益は零となっております。

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)

	アジア等	計
海外営業収益(百万円)	203,320	203,320
連結営業収益(百万円)		3,732,302
連結営業収益に占める 海外営業収益の割合(%)	5.4	5.4

(注) 1 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法.....地理的近接度によっております。

(2) 各区分に属する主な国又は地域.....アジア等：中華人民共和国、大韓民国、台湾、マレーシア、タイ、シンガポール、インドネシア、ベトナム、オーストラリア、米国

2 海外営業収益は、提出会社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高及びその他の営業収入の合計額であります。

(追加情報)

前連結会計年度末において提出会社の連結子会社であった米国のタルボット社（THE TALBOTS, INC.：イオンUSA社(AEON(U.S.A.), INC.)の子会社）は、平成22年4月7日付で提出会社の連結子会社であるイオンUSA社が保有するタルボット社株式の全株式をタルボット社に譲渡したことにより、当連結会計年度期首において、提出会社の連結範囲から除外いたしました。これにより、当第3四半期連結累計期間における「北米」の海外営業収益は零となっております。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社は「委員会設置会社」を経営統治形態としています。経営の監督と執行の機能を各々取締役と執行役に明確に分離し、中長期目標の達成に向けて執行役に大幅な権限委譲を図ることで、迅速な経営の意思決定を実現しています。

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、当社（純粋持株会社）の下、GMS事業（総合スーパー）を核とした小売事業を中心として、総合金融、ディベロッパー、サービス等の各事業を複合的に展開しています。

したがって、報告セグメント及びその他事業セグメントの主な事業内容は以下のとおりであります。

- GMS事業.....総合スーパー
- SM事業.....スーパーマーケット
- 戦略的小型店事業.....コンビニエンスストア、小型スーパーマーケット、弁当惣菜専門店
- 総合金融事業.....クレジットカード事業
- ディベロッパー事業.....ショッピングセンターの開発及び賃貸
- サービス事業.....総合ファシリティマネジメントサービス業、アミューズメント、外食
- 専門店事業.....ファミリーカジュアルファッション、婦人服、靴等を販売する専門店
- アセアン事業.....アセアン地区における小売事業
- 中国事業.....中国における小売事業
- その他事業.....ディスカウントストア、ドラッグストア、Eコマース等

2 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自平成23年3月1日至平成23年11月30日)

	GMS (百万円)	SM (百万円)	戦略的 小型店 (百万円)	総合金融 (百万円)	ディベ ロッパー (百万円)	サービス (百万円)
営業収益						
外部顧客への営業収益	1,858,064	844,756	159,378	107,056	90,562	149,840
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	42,197	1,440	312	17,243	28,939	85,004
計	1,900,262	846,197	159,691	124,299	119,501	234,845
セグメント利益又は損失( )	16,274	9,847	5,527	14,151	27,460	14,070

	専門店 (百万円)	アセアン (百万円)	中国 (百万円)	その他 (百万円)	調整額 (注)1、2 (百万円)	合計 (注)3 (百万円)
営業収益						
外部顧客への営業収益	224,794	63,715	76,014	185,709	11,596	3,748,296
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	5,320	64	123	3,344	183,991	
計	230,115	63,779	76,138	189,054	195,588	3,748,296
セグメント利益又は損失( )	2,566	4,389	1,520	1,155	7,166	101,818

(注) 1 外部顧客への営業収益の調整額 11,596百万円の主な内訳は、報告セグメントにおいて総額表示している一部の取引に関する四半期連結財務諸表の純額表示への調整額 90,999百万円、事業セグメントに帰属しないグループ内の商品供給等を行っている会社の営業収益79,252百万円であります。

2 セグメント利益の調整額7,166百万円の主な内訳は、事業セグメントに配分していない純粋持株会社の利益4,378百万円、事業セグメントに帰属しないグループ内の商品供給等を行っている会社の利益6,674百万円、セグメント間取引消去 2,455百万円であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間(自平成23年9月1日至平成23年11月30日)

	GMS (百万円)	SM (百万円)	戦略的 小型店 (百万円)	総合金融 (百万円)	ディベ ロッパー (百万円)	サービス (百万円)
営業収益						
外部顧客への営業収益	603,718	285,930	54,972	36,820	32,865	50,227
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	14,039	388	151	5,846	10,283	28,915
計	617,758	286,318	55,124	42,666	43,148	79,143
セグメント利益又は損失( )	1,106	1,050	1,462	3,919	9,419	4,775

	専門店 (百万円)	アセアン (百万円)	中国 (百万円)	その他 (百万円)	調整額 (注)1、2 (百万円)	合計 (注)3 (百万円)
営業収益						
外部顧客への営業収益	74,594	21,474	24,284	62,046	8,631	1,238,301
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	1,587	61	40	1,179	62,492	
計	76,181	21,535	24,325	63,225	71,124	1,238,301
セグメント利益又は損失( )	760	1,770	376	1,110	1,862	25,393

- (注) 1 外部顧客への営業収益の調整額 8,631百万円の主な内訳は、報告セグメントにおいて総額表示している一部の取引に関する四半期連結財務諸表の純額表示への調整額 33,420百万円、事業セグメントに帰属しないグループ内の商品供給等を行っている会社の営業収益24,873百万円であります。
- 2 セグメント利益の調整額1,862百万円の主な内訳は、事業セグメントに配分していない純粋持株会社の利益1,308百万円、事業セグメントに帰属しないグループ内の商品供給等を行っている会社の利益2,726百万円、セグメント間取引消去 1,449百万円であります。
- 3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 報告セグメントごとの資産に関する情報

当第3四半期連結会計期間において(株)マルナカ及び(株)山陽マルナカを連結子会社としたため、当第3四半期連結会計期間末のSM事業の資産の金額が著しく増加しております。当該金額は(株)マルナカ115,271百万円、(株)山陽マルナカ72,144百万円であります。

4 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第3四半期連結会計期間(自平成23年9月1日至平成23年11月30日)

(固定資産に係る重要な減損損失)

重要な減損損失はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

SM事業において、(株)マルナカ及び(株)山陽マルナカを新たに連結子会社としました。これによるのれんの金額の計上額は、当第3四半期連結会計期間において(株)マルナカ9,097百万円、(株)山陽マルナカ10,479百万円あります。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成23年9月1日至平成23年11月30日)

1 取得による企業結合(株マルナカ)

- (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得した議決権比率及び取得企業を決定するに至った主な根拠

被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：(株)マルナカ

事業の内容：食料品、衣料品等の販売

企業結合を行った主な理由

相互の歴史や築き上げてきた基盤を尊重しつつ協業を進めていくことが、お客さまの満足、地域社会の活性化への貢献に繋がる最も有効な方策であるとの判断から双方の経営資源を有効活用し、企業価値向上に繋げていくことを目的として、子会社化しております。

企業結合日

平成23年11月25日

企業結合の法的形式

株式の取得

結合後企業の名称

(株)マルナカ

取得した議決権比率

94.96%

取得企業を決定するに至った主な根拠

提出会社の現金を対価とする株式取得であります。

- (2) 四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績期間

平成23年11月30日をみなし取得日としているため、業績は含まれておりません。

- (3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金及び預金	36,465百万円
取得に直接要した支出	買収に係る業務委託料	769百万円
取得原価		37,234百万円

- (4) 発生したのれん又は負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

のれん

9,097百万円

発生原因

(株)マルナカの今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

償却の方法及び償却期間

20年間で均等償却

のれん

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び負債

流動資産	23,194百万円
固定資産	92,077百万円
資産合計	115,271百万円

流動負債	57,104百万円
固定負債	28,578百万円
負債合計	85,682百万円

なお、上記金額には、(株)マルナカ及びその子会社14社を含んでおります。

(6) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高	144,404百万円
経常利益	3,031百万円

企業結合時に認識されたのれんが当期首に発生したものととして、影響の概算額を算定しております。上記情報は、必ずしも将来起こりうるべき事象を示唆するものではありません。また、実際に出資が当連結会計年度の開始の日時点で行われた場合の経営成績を示すものではありません。

なお、影響の概算額については監査証明を受けておりません。

2 取得による企業結合（(株)山陽マルナカ）

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得した議決権比率及び取得企業を決定するに至った主な根拠

被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：(株)山陽マルナカ

事業の内容：食料品、衣料品等の販売

企業結合を行った主な理由

相互の歴史や築き上げてきた基盤を尊重しつつ協業を進めていくことが、お客さまの満足、地域社会の活性化への貢献に繋がる最も有効な方策であるとの判断から双方の経営資源を有効活用し、企業価値向上に繋げていくことを目的として、子会社化しております。

企業結合日

平成23年11月25日

企業結合の法的形式

株式の取得

結合後企業の名称

(株)山陽マルナカ

取得した議決権比率

100.00%

取得企業を決定するに至った主な根拠

提出会社の現金を対価とする株式取得であります。

(2) 四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績期間

平成23年11月30日をみなし取得日としているため、業績は含まれておりません。

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金及び預金	8,346百万円
取得に直接要した支出	買収に係る業務委託料	180百万円
取得原価		8,527百万円

(4) 発生したのれん又は負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間  
のれん

10,479百万円

発生原因

(株)山陽マルナカの今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

償却の方法及び償却期間

20年間で均等償却

のれん

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び負債

流動資産	10,897百万円
固定資産	61,247百万円
資産合計	72,144百万円

流動負債

47,491百万円

固定負債

26,595百万円

負債合計

74,087百万円

なお、上記金額には、(株)山陽マルナカ及びその子会社1社を含んでおります。

(6) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高

86,369百万円

経常利益

2,007百万円

企業結合時に認識されたのれんが当期首に発生したものとして、影響の概算額を算定しております。

上記情報は、必ずしも将来起こりうるべき事象を示唆するものではありません。また、実際に出資が当連結会計年度の開始の日時点で行われた場合の経営成績を示すものではありません。

なお、影響の概算額については監査証明を受けておりません。

(資産除去債務関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年11月30日)

資産除去債務が、第1四半期連結会計期間の期首に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)	前連結会計年度末 (平成23年2月28日)
1株当たり純資産額 1,168円76銭	1株当たり純資産額 1,159円73銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期 連結会計期間末 (平成23年11月30日)	前連結会計年度末 (平成23年2月28日)
純資産の部の合計額(百万円)	1,228,516	1,219,236
普通株式に係る純資産額(百万円)	894,280	887,371
差額の主な内訳(百万円) 少数株主持分	332,894	330,746
普通株式の発行済株式数(千株)	800,446	800,446
普通株式の自己株式数(千株)	35,290	35,290
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (千株)	765,156	765,155

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額 64円20銭	1株当たり四半期純利益金額 47円75銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 56円22銭	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 41円76銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
四半期純利益(百万円)	49,121	36,536
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	49,121	36,536
普通株式の期中平均株式数(千株)	765,142	765,156
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に 用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(百万円)		
連結子会社が発行した新株予約権に係る持分変動 差額	47	76
支払利息等(税額相当額控除後)	67	67
四半期純利益調整額(百万円)	19	9
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用 いられた普通株式増加数(千株)	108,981	109,434
(うち新株予約権付社債)	(108,753)	(109,126)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式に ついて前連結会計年度末から重要な変動がある場合の 概要		

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	20円25銭	1株当たり四半期純利益金額	11円92銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	17円68銭	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	10円34銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)
四半期純利益(百万円)	15,493	9,119
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	15,493	9,119
普通株式の期中平均株式数(千株)	765,147	765,157
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に 用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(百万円)		
連結子会社が発行した新株予約権に係る持分変動 差額	54	92
支払利息等(税額相当額控除後)	19	22
四半期純利益調整額(百万円)	34	69
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用 いられた普通株式増加数(千株)	109,402	109,896
(うち新株予約権付社債)	(109,134)	(109,555)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式に ついて前連結会計年度末から重要な変動がある場合の 概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

特記事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年1月12日

イオン株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小川 陽一郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 市川 育義

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 轟 一成

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 東 葭 葉子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイオン株式会社の平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年9月1日から平成22年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イオン株式会社及び連結子会社の平成22年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年1月11日

イオン株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小川 陽一郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 市川 育義

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 轟 一成

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 東 葎葉子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイオン株式会社の平成23年3月1日から平成24年2月29日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年9月1日から平成23年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年3月1日から平成23年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イオン株式会社及び連結子会社の平成23年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。